

(ご参考：1/14) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

在シアトル日本国総領事館経済班です。

本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

在シアトル総領事館では別途、月 2 回の英語ニュースレター"From Japan to the Northwest"を配信しています。こちらでは日本に関する政治・外交等の情報や当館の活動などを発信しています。登録及び過去のアーカイブは[こちら](#)から。

昨年 12 月 2 日付けで、「日系企業実態調査へのご協力のお願い」に関するメールをお送りさせていただきました。本日 1 月 14 日を締め切りとさせていただきますので、お手数ですが、ご確認いただき、調査へのご協力をお願いいたします。(こちらのページにも同内容を掲載しています。)

## 1. 経済再開・企業支援情報

### (1) 1/12 時点 ワシントン州内における変異株の感染状況

ワシントン州では、感染が確認されたケースのうち、少なくとも 10%について検体の精密な検査を行っている。1 月 12 日付の[州保健局の公表データ](#) (11 日までの集計) によると、これまでに州内で確認された変異株感染の総数は以下のとおり (括弧内の数字は 1 月 5 日付けデータからの差分) :

- ・インド型 B.1.617.2 株 (デルタ株) : 36,072 件 (+271)
- ・南アフリカ型 B.1.1.529 株 (オミクロン株) : 1,586 件 (+784)
- ・イギリス型 B.1.1.7 株 (アルファ株) : 9,912 件 (+18)

- ・南アフリカ型 B.1.351 株 (ベータ株) : 272 件 (-)
- ・カリフォルニア型 B.1.427/B.1.429 株 (イプシロン株) : 4,033 件 (+2)
- ・ニューヨーク型 B.1.1525 株 (イータ株) : 83 件 (-)
- ・ブラジル型 P.1 株 (ガンマ株) : 2,389 件 (+6)
- ・ニューヨーク型 B.1.1526 株 (イオタ株) : 892 件 (-)
- ・インド型 B.1.617.1 株 (カッパー株) : 46 件 (-)
- ・コロンビア型 B.1.621 株 (ミュー株) : 181 件 (+2)

また、12月22日から28日までの間の変異株感染の割合は、オミクロン株が 89.6%となっており、感染の主流はオミクロン株となっている。

## (2) (再掲)「自身が陽性」又は「陽性者との濃厚接触」と判定された場合の推奨検疫/隔離期間

CDCは12月27日、COVID-19検査で陽性と判定された場合の自宅待機及び陽性者への濃厚接触と判定された場合の隔離に関するガイドラインを更新し、それぞれ待機/隔離の短縮を発表。(1/4付けシアトルタイムズ)、(1/4付けジェトロビジネス短信)

### <自身が陽性と判定された場合の自宅待機期間>

ワクチン接種の有無に関わらず、

- ・5日間は自宅待機すること
  - ・症状がない又は5日後時点で症状がなくなった場合は、5日後から自宅待機を解除できる。
- 熱が有る場合は、熱が下がるまで自宅待機を延長すること。
- ・その後5日間は、マスクを着用すること

### <陽性者との濃厚接触と判定された場合の検疫期間>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブースター接種を終えている場合</li> <li>・6ヶ月以内にファイザー社製又はモデルナ社製の2回のワクチン接種を終えている場合</li> <li>・2ヶ月以内にジョンソン・アンド・ジョンソン社製ワクチン接種を終えている場合</li> </ul>	<p><u>症状がなければ、10日間マスクを着用することにより、自宅待機の必要はない。</u>5日後に検査を受けることを推奨。</p> <p>症状が出た場合は、検査を受けて自宅待機すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン未接種の場合</li> <li>・ファイザー社製又はモデルナ社製の2回のワクチン接種から6ヶ月以上経過している場合</li> <li>・1回目のジョンソン・アンド・ジョンソン社製ワクチン接種から2ヶ月以上経過してい</li> </ul>	<p><u>5日間は自宅で検疫し、その後5日間は、マスクを着用</u>(自宅検疫できない場合は、10日間のマスク着用が必要)。</p> <p>5日後に検査を受けることを推奨。</p> <p>症状が出た場合は、検査を受けて自宅待機すること。</p>

る場合	
-----	--

### (3) COVID-19によるワシントン州での死亡者数が累計 10,000 人を超える

州保健省は 7 日、パンデミック開始以降、ワシントン州内で計 931,071 人が感染、47,062 人が入院、10,004 人が死亡したと発表。州内の感染者数等は急速に増加しており、病院は逼迫しているが、死亡率は現時点では上昇していないとしている。ワシントン州では、COVID-19 による死亡者の約 75%がワクチン未接種者であり、ワシントン州の 10 万人あたりの死亡率は米国で 5 番目に低いとされている。(1/7 付、[シアトルタイムズ記事](#))

### (4) 家庭用コロナ検査キットが保険適用対象に

バイデン政権は、1月15日から家庭用のコロナ検査キットを民間の健康保険の適用対象とすることを発表。購入者は 1 月 15 日以降、保険会社に無料で注文するか、後から保険会社に請求することができる。連邦政府は、検査キットを購入し郵送を手配できるオンライン・ポータル

### (5) シアトル市、屋外ダイニングの無料許可を 2023 年 1 月まで延長

シアトル市議会が、シアトル市の屋外飲食の許可を無料で提供する措置を 2023 年 1 月まで延長することを検討中。これにより、レストランやカフェなどの企業やファーマーズマーケット等が、公道で食事を提供することが可能となる。市議会は、恒久的な措置の実現に向けて取り組んでいるとしている。(1/11 付、[シアトル市議会ニュースリリース](#))

### (6) シアトル市の住居立ち退き一時停止措置等を 2 月 14 日まで延長

ブルース・ハレル新市長は 12 日、市の住居立ち退き一時停止措置及び中小企業・非営利商業テナントに対する立ち退き一時停止措置について、2月14日まで30日間延長することを発表。

### (7) UW が 1 月末までリモート授業へ移行

ワシントン大学 (UW) は 8 日、キング郡における感染者数の急増を踏まえ、1月末までリモート授業への切り替えを認める事を発表。キング郡では 1 日当たりの平均感染者数が約 3,000 件となっている。(1/8 付、[シアトルタイムズ記事](#))

### (8) CDC がカナダへの渡航について注意喚起

新型コロナウイルスによる感染レベルが高まっていることを理由に、[CDC がカナダの渡航警戒レベルを最大のレベル 4 とし、渡航を避けるよう勧告](#)。現在、欧州及びアフリカ南部の多くの国がレベル 4 とされている。(1/10 付、[シアトルタイムズ記事](#))

### (9) スノコルミー峠の通行が貨物輸送のために再開

先週悪天候により通行止めとなった I-90 号線のスノコルミー・パスは、1月9日に部分的に再開されたものの、州運輸局は他の旅行者に対し、止まっていた商用・貨物トラックがなくなるまでは通行を延期するよう求めている。また、I-90 号線と国道 2 号線 (Stevens Pass Highway) とを結ぶブレウェット峠の通行も再開している。(1/9 付、[シアトルタイムズ記事](#))

### (10) 2022 年のシアトルの経済の見通し

シアトルタイムズ紙のビジネスレポーターのジョン・タルトン氏が、2022 年のシアトル市の経済に影響を与える可能性のある問題について報じている。これには、Amazon 社に対する規制の可能性、ボーイング社を取り巻く複数の問題からの回復能力、ブルース・ハレル市長の市議会との関係修復、中国や他のパートナー国・地域との国際貿易の回復、サプライチェーンの改善及び港湾運営の拡張、芸術・ライブエンターテインメントの復活、2022 年中期選挙等が挙げられている。(1/7 付、[シアトルタイムズ記事](#))

### (11) シアトル周辺の公立学校の閉鎖状況

継続的なスタッフ不足及び COVID-19 対策により、シアトル公立学区の学校の閉鎖が増加しており、一時的に閉鎖又はリモート授業に戻る可能性があるかと警告している。(1/14 付、[シアトルタイムズ記事](#))

<シアトル学区>

- ・ Cleveland High School : 14 日時点で閉鎖中
- ・ Lincoln High School : 14 日時点で閉鎖中
- ・ Chief Sealth International High School : 14 日時点で閉鎖中
- ・ Broadview Thompson K-8 : 24 日までリモート授業
- ・ Olympic Hills Elementary School : 24 日までリモート授業
- ・ Mercer International Middle School : 14 日までリモート授業
- ・ Meany Middle School : 24 日までリモート授業
- ・ Aki Kurose Middle School : 24 日までリモート授業
- ・ South Shore K-8 : 24 日までリモート授業
- ・ Franklin High School : 18 日までリモート授業
- ・ Lowell Elementary School : 20 日までリモート授業

<ノースショア学区>

- ・ Bothell High School : 24 日までリモート授業

<レイクワシントン学区>

- ・ Eastlake High School : 21 日までリモート授業
- ・ Lake Washington High School : 20 日までリモート授業
- ・ Redmond High School : 20 日までリモート授業
- ・ Juanita High School : 20 日までリモート授業
- ・ Redmond Middle School : 14 日までリモート授業

<エドモンド学区>

- ・ Lynnwood High School : 18 日までリモート授業
- ・ Mountlake Terrace Elementary : 20 日までリモート授業
- ・ College Place Elementary : 24 日までリモート授業

(12) 日本のコロナ感染状況

[日本経済新聞社が厚生労働省や各自治体の発表データ](#)をまとめたところによると、日本時間 13 日に日本全国で確認された新型コロナウイルスの新規感染者は 1 万 8,860 人で、1 週間前の約 4.2 倍に増えている。広島、山口、沖縄など 11 県で過去最多を更新しており、重症者数も 125 人と、同約 1.4 倍に増加している。

13 日時点で、日本でのオミクロン変異株の感染者数は 3,699 人となっている。

広島県、山口県、沖縄県に対して、1 月 9 日から 31 日まで「まん延防止等重点措置」が適用されている。[\(内閣官房ホームページ\)](#)

## 2. ワクチン関連情報

### (1) 1/13 州保健局 ワクチン接種情報の更新

**接種状況** : 1 月 10 日時点で、州全体で 12,238,480 回以上のワクチンが投与されており、これは州内で提供可能なワクチンの 89.9%近くに相当する。なお、現在は過去 1 週間平均で 20,600 回/日の接種が実施されている。

また、1 月 10 日時点でのワクチン接種割合は以下のとおり。

	全州民に対する割合	12 歳以上の州民に対する割合
1 回目のワクチン接種完了 : 約 527 万人	68.9%	80.8%
完全なワクチン接種完了 : 約 482 万人	63.0%	73.9%

## (2) 州保健局 5歳以上の州民の78.3%が少なくとも1回ワクチン接種済みと発表

州保健局は13日、1月10日時点でのデータを発表し、それによると5歳以上の州民の78.3%が少なくとも1回はワクチンを接種し71.1%が接種を完了している。このデータには、国防総省及び退役軍人局による集計データが含まれている。

## (3) 最高裁 従業員に対するワクチン接種を大企業に義務づけるバイデン政権の決定を差し止め

1月13日付けニューヨークタイムズの報道によると、最高裁判所は、バイデン政権の大企業の従業員に対するワクチン接種の義務化措置を差し止めるよう命じた。バイデン政権は、従業員100人以上の企業に対して、従業員が新型コロナウイルスのワクチン接種をするか少なくとも週に1回の検査を行うように義務づける措置を発表していた。他方で、連邦政府の援助を受ける施設の医療従事者に対するワクチン接種の義務付けは認める決定を下した。

本件に関するジェトロ・ビジネス短信記事は[こちら](#)。

## (4) (更新) 1/7 CDC ブースター接種の対象者

CDCによると、1月7日時点でブースター接種の対象となっているのは次のとおり。

### 1) ファイザー社製ワクチンを接種している場合

接種すべき：

12歳以上の全ての人

接種時期：

最初の一連の接種から少なくとも5か月経過した後

接種すべきワクチンの種類：

多くの場合において、ファイザー社製又はモデルナ社製ワクチンを推奨。12歳から17歳の人については、ファイザー社製のワクチンのみ。

### 2) モデルナ社製ワクチンを接種している場合

接種すべき：

18歳以上の全ての人

接種時期：

最初の一連の接種から少なくとも5か月経過した後

接種すべきワクチンの種類：

多くの場合において、ファイザー社製又はモデルナ社製ワクチンを推奨

### 3) ジョンソン・エンド・ジョンソン社製ワクチンを接種している場合

接種すべき：

18歳以上の全ての人

接種時期：

最初の接種から少なくとも2カ月経過した後

接種すべきワクチンの種類：

多くの場合において、ファイザー社製又はモデルナ社製ワクチンを推奨

### <参考>ワクチン接種予約方法

かかりつけ医に依頼、もしくはワシントン州、郡・市の公式ウェブサイトやドラッグストア、医療機関のウェブサイト等で予約が可能となっています。

現在、キング郡の一部等では予約が混みあっており、ウェイトリストに登録し、空きが出ればメールで連絡が来るようです。

・[ワシントン保健局ワクチン検索サイト](#)（郵便番号を入力すると近辺の接種会場が羅列されま  
す。右上の言語マークから日本語ページの選択可）

・[シアトル市 ワクチン予約サイト](#)

・[キング郡保健局 ワクチン予約サイト](#)

※シアトルタイムズの[こちらの](#)記事もご参照ください。

### (6) ワクチン接種状況（日本および全米）

[首相官邸のホームページ](#)によると、日本時間1月14日時点で、合計201,786,647回、うち高齢者へは66,018,696回分のワクチン接種を実施。全体のワクチン接種率は1回以上接種済みが79.9%、2回目の接種完了者が78.6%となっており、65歳以上の高齢者については1回以上接種済みが92.5%、2回目の接種完了者が92.1%となっている。ブースター接種については、18歳以上で、2回目の接種完了から一定の期間が経過した方が対象とされている（対象者やタイミングによって「一定の期間」は異なります。詳細は[こちら](#)）。

なお、[全米のワクチン接種状況](#)については、1月13日時点で、208,564,894人が接種を完了、全人口のワクチン接種率は1回以上接種済みが74.7%、接種完了者が62.8%となっており、65歳以上の高齢者については1回以上接種済みが95%、接種完了者が87.9%となっている。また、ブースターについては78,139,161人が接種済みであり、これは接種が完了した人のうち37.5%を占める。

## 3. 日本の水際対策アップデート

(1) 日本への帰国者・入国者に対する自宅待機期間の短縮

日本時間 1 月 14 日に発表された「[水際対策強化に係る新たな措置 \(25\)](#)」により、米国を含むオミクロン株 (B.1.1.529 系統の変異株) が支配的となっている国・地域 (オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域以外の国・地域) からの全ての帰国者・入国者に係る入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用のいずれの期間についても、現行の 14 日間から 10 日間に変更されます。

この措置は、令和 4 年 1 月 15 日午前 0 時 (日本時間) から適用され、既に入国済みの者に対しても同時刻から適用されます。

ただし、今回の措置では、別途実施されている「オミクロン株 (B.1.1.529 系統の変異株) に対する指定国・地域」から日本への帰国者・入国者に対する検疫所の指定する宿泊施設での待機措置は解除されておりません。

このため、ワシントン州、モンタナ州及びアイダホ州北部から日本への帰国者・入国者については、検疫所の指定する宿泊施設での 3 日間の待機の後、入国後 10 日目までの自宅待機等が求められますので、ご注意ください。

## (2) 「外国人の新規入国停止」等は 2 月末まで継続

昨年 11 月 29 日付け「水際対策強化に係る新たな措置 (20)」に基づく「外国人の新規入国停止」及び「有効なワクチン接種証明書保持者に対する行動制限緩和措置の見直し」については、12 月 28 日 (日本時間) 発表の措置により当面の間継続することとされていましたが、「水際対策強化に係る新たな措置 (24)」(1 月 11 日 (日本時間) 発表) により、2 月末までの間、継続することとされました。同措置の例外とされる「特段の事情」に一部変更がありますので、詳細は[当館ホームページ](#)をご参照ください。

## 4. イベント情報

### (1) 1/16 オンライン日米友好成人式 (JIA Foundation 主催、在シアトル日本国総領事館共催)

新成人 (国籍不問) の方々の門出を日本式にお祝いする成人式で、今年で 3 回目の開催となります。オンラインで開催される式典の中では、新成人への各方面で活躍している先輩からのメッセージのほか、けん玉や太鼓のパフォーマンス、着物に関するトークショーなどが催されます。新成人の方々はもちろん、日本文化にご興味がある方々も是非ご参加ください。

【日 時】1 月 16 日 13 : 20 ~ 15 : 00

【参加費】無料

【言 語】英語 (一部、日本語)

【参加申込】新成人として参加されたい場合は以下のウェブサイトから Zoom にご登録下さい。

閲覧のみ希望の場合は YouTube LIVE（登録不要）からご覧ください。

<http://seijinusa.org/2022-celebration/>

**（２）（再掲）1/20 日本酒ウェビナー（在シアトル日本国総領事館、兵庫県ワシントン州事務所、神戸シアトルビジネスオフィス共催）**

日本酒とそれに合うつまみについて紹介するウェビナーを開催します。シアトルの日本人シェフ相馬睦子さんと稲垣久生総領事による料理デモンストレーションのほか、パネルディスカッションや Q&A セッションをお送りします。

【日時】1月20日 18時～19時

【参加費】無料

【言語】英語

【参加申込】こちらからお申し込み下さい

<https://www.japaneserestaurantday.com/webinar-2022>

**（３）（再掲）1/21 オンライン講座「ミネドカ強制収容所～米国北西部の日系人が収容された場所～」（西北日系博物館主催）**

第二次世界大戦時、アイダホ州南部ハントにあるミネドカ強制収容所に送られた日系人がどのような生活をしていたのか、強制収容所で幼少時代を過ごした日系二世時田章吉さんの話も交えて紹介。

【日時】1月21日 19時～20時

【参加費】無料

【言語】日本語

【参加申込】こちらからお申し込み下さい

<https://www.jccw.org/speaker-series>

**（４）（再掲）1/25、26 Japan Seattle AI "Online" Meetup 18.0（ワシントン州政府商務省、SWAN Venture Group 主催、在シアトル日本国総領事館特別協力）**

シアトルエリアの AI スタートアップ 10 社の各社の事業内容についてのピッチを日本企業等に向けて提供するオンラインイベントです。18 回目となる今回は、ヘルスケア、農業、防災、サイバーセキュリティ、ブロックチェーンなど様々な分野のスタートアップが登壇予定です。

【日時】1月25日 16時～17時、1月26日 16時～17時

【参加費】無料

【言語】英語（一部、日本語）

【参加申込】こちらからお申込みください

<https://www.eventbrite.com/e/japan-seattle-ai-online-meetup-180-jan-2627-jst-jan-2526-pst-registration-230681192657>

引き続きよろしくお願いたします。

\*\*\*\*\*

(参考：在シアトル日本国総領事館)

- ・毎月 11 日は [日本食の日 \(Japanese Restaurant Day\)](#) です
- ・ [新型コロナウイルス関連情報](#) (全般的な情報)
- ・ [2021 年経済再開・新型コロナウイルス関係情報](#) (6 月 30 日更新)
- ・ [新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#) (更新日：12/15)
- ・ [州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)

(注意点)

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

[https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/zairyu.html](https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html)

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

\*\*\*\*\*

Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101

206-682-9107